兵庫県公報

令和2年7月31日 金曜日 第2号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

病院局管理規程

^° --'y'`

1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和2年7月31日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第11号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程 (平成14年兵庫県病院局管理規程第12号) の一部を次のように改正する。 第32条の3第1項第2号を次のように改める。

- (2) 医師である職員が、管理者が指定する分娩(妊娠)管理業務又は次に掲げる時間帯(以下「時間外等」という。)における分娩業務に従事したとき。
 - ア 午後5時30分から翌日の午前8時45分まで
 - イ 兵庫県の休日を定める条例 (平成元年兵庫県条例第15号) 第2条第1項各号に掲げる日のそれぞれ午 前8時45分から午後5時30分まで

第32条の3第1項第3号中「時間外」を「正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間」に改め、同条第2項第2号の表及び同条第3項中「時間外」を「時間外等」に改める。

第32条の5第1項第2号中「(平成元年兵庫県条例第15号)」を削る。

附則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の病院事業職員の給与に関する規程は、令和2年7月1日から適用する。